

## **[事案 28-210] 担当者（代理店）変更請求**

・平成 28 年 11 月 22 日 不受理決定

### **<事案の概要>**

平成 24 年 12 月に契約した収入保障保険について、保険会社の営業所から代理店への担当変更を求めて申立てのあったもの。

### **<不受理の理由>**

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、申立人の請求内容は保険会社の通常の業務運営を含む経営方針に係る事項であることから、業務規程第 24 条 1 項 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。